

サカタのタネ

PASSI<sup>+</sup>N in Seed

# 第 83 回 定時株主総会 招集ご通知

証券コード 1377

開催  
日時

2024年8月27日（火曜日）  
午前10時（受付開始 午前9時）

開催  
場所

横浜市西区北幸1丁目3番23号  
横浜ベイシェラトン  
ホテル&タワーズ 5階 日輪

決議  
事項

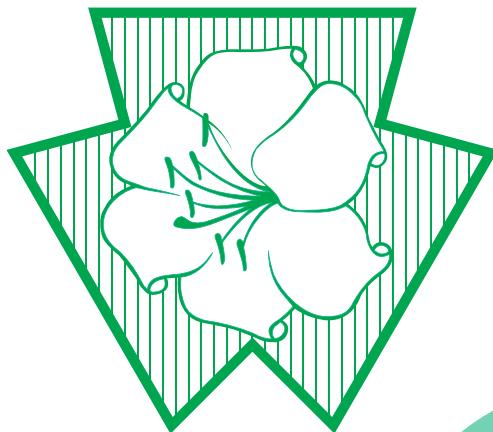
第1号議案 剰余金の処分の件  
第2号議案 監査役3名選任の件



株主総会インターネット配信のご案内

総会の模様をインターネット配信にて  
ご覧いただけます。

▶ 詳しくはP.5-6



## ■ 株主の皆様へ

平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。第83回定時株主総会招集ご通知をお届けするにあたり、ご挨拶申し上げます。

サカタのタネグループは、創業以来、良質な商品とサービスの提供により世界の人々の生活文化向上に貢献し、世界一の種苗会社を目指し、世界各国にて事業活動を行っております。現在では、世界23カ国、39社の連結子会社・関連会社を擁し、170カ国以上に種苗を供給し、研究開発型の種苗会社として、高品質でオリジナル性の高い種苗を継続的に創出しつづけております。

2024年5月期において、イチゴのF<sub>1</sub>種子ビジネスへの本格参入、新たな海外拠点であるイスラエル支店の開設をはじめ、オランダのキュウリ専門の種苗会社 Sana Seeds社、ブラジルの家庭園芸や農家向けに生産・販売を行っている種苗会社 Isla社の買収を通じ、新品種の研究開発を進めるとともに、事業拡大に努めてまいりました。

今後も「花は心の栄養、野菜は体の栄養」というメッセージのもと、高品質の種苗を開発し、安定的に供給していくことで、世界の人々の健康に寄与し、持続可能な農園芸業の未来に寄与してまいります。

株主の皆様におかれましては、ご支援のほどよろしくお願い申し上げます。

2024年 8月  
株式会社 **サカタのタネ**  
代表取締役社長 **坂田 宏**



株 主 各 位

証券コード 1377

(発送日) 2024年8月9日  
(電子提供措置開始日) 2024年8月5日

横浜市都筑区仲町台2丁目7番1号  
株式会社 **サカタのタネ**  
代表取締役社長 坂田 宏

## 第83回定時株主総会 招集ご通知

第83回定時株主総会を下記の通り開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類などの内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに掲載しております。いずれかのウェブサイトアクセスの上、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

### 当社ウェブサイト

<https://corporate.sakataseed.co.jp/ir/stock/meeting.html>



### 株主総会資料 掲載ウェブサイト

<https://d.sokai.jp/1377/teiji/>



**日 時** 2024年8月27日（火曜日）午前10時

**場 所** 横浜市西区北幸1丁目3番23号  
横浜ベイシェラトン ホテル&タワーズ5階 日輪

### 目的事項

#### 報告事項

- 第83期（2023年6月1日から2024年5月31日まで）事業報告、  
連結計算書類並びに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- 第83期（2023年6月1日から2024年5月31日まで）計算書類報告の件

#### 決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 監査役3名選任の件

■ 書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令および当社定款の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。なお、監査役および会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。

- (1) 連結計算書類の「連結注記表」
- (2) 計算書類の「個別注記表」

- 本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイトおよび掲載ウェブサイトにおいて、その旨、修正前および修正後の事項を掲載いたします。
- 株主様でない代理人および同伴者の方など、議決権を行使することができる株主様以外の方はご入場いただけませんので、ご注意ください。
- 株主総会会場内での撮影・録画・録音については、原則禁止とさせていただきますので、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

# 議決権行使についてのご案内

## ■ 事前行使の場合



### インターネットによる議決権行使

次頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご参照の上、画面の案内に従って、行使期限までに賛否をご入力ください。

**行使期限** 2024年8月26日（月）午後5時35分まで



### 書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご記入いただき、行使期限までに到着するようご送付ください。なお、議決権行使書において議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

**行使期限** 2024年8月26日（月）午後5時35分 到着分まで

※郵便事情等により到着まで日数を要する場合がございますので、お早めにご投函ください。

- 書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合はインターネットによるものを有効な議決権行使といたします。
- インターネットにより議決権を複数回行使された場合は、最後の議決権行使を有効な議決権行使といたします。

## ■ 当日行使の場合



当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知をご持参いただくとともに、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。



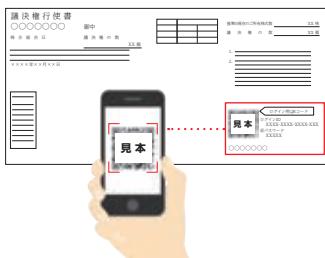
**開催日時** 2024年8月27日（火）午前10時

# インターネットによる議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

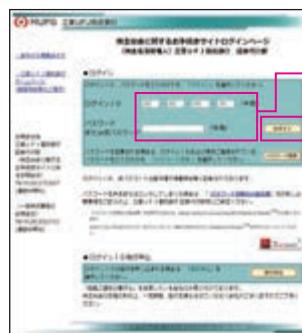
- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



## ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク  
0120-173-027  
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

# インターネットによるライブ配信のご案内

株主総会の様子をご自宅等からでもご覧いただけるよう、株主様向けにインターネットによるライブ配信を行います。

スマートフォンまたはパソコン等から、以下の方法によりライブ配信用ウェブサイトアクセスしていただき、株主ID（=株主番号）とパスワード（=郵便番号）を入力するうえ、ご覧ください。

## 配信日時

2024年8月27日（火曜日）午前10時から

※開会前の午前9時30分から接続可能となります。

- 【1】パソコン、タブレット端末、スマートフォン等により、下記のURLまたはQRコードを使用し、「株主総会ライブ配信サイト」にアクセスしてください。

<https://v.sokai.jp/1377/2024/sakataseed/>



- 【2】IDおよびパスワードを入力する画面が表示されます。

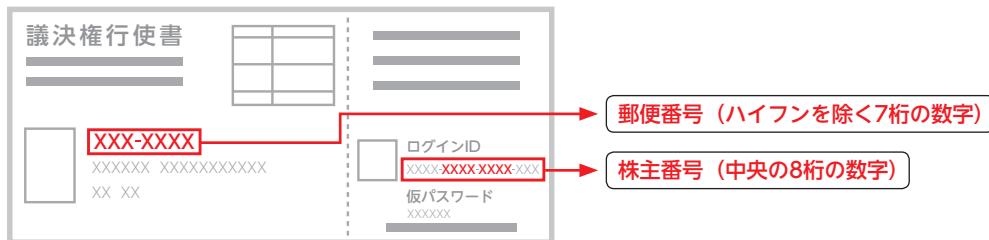
ID

株主番号（議決権行使書用紙に記載の8桁の数字）

パスワード

郵便番号（議決権行使書用紙に記載の7桁の数字）

【ご参考】議決権行使書用紙におけるID・パスワードの表示位置



The diagram shows a proxy voting form with two columns. The left column is titled '議決権行使書' and contains a grid and a box with 'XXX-XXXX' and 'XXXXXXXXXXXX' and 'XX XX'. The right column is titled 'ログインID' and contains a box with 'XXXX-XXXX-XXXX-XXXX' and '仮パスワード' and 'XXXXXX'. Red arrows point from the 'XXX-XXXX' box to a callout '郵便番号 (ハイフンを除く7桁の数字)' and from the 'XXXX-XXXX-XXXX-XXXX' box to a callout '株主番号 (中央の8桁の数字)'.

- 【3】以降は画面の指示に従って操作し、ご視聴ください。

## 視聴方法

## ご視聴に関する留意事項

- ・ライブ配信を通じての議決権行使やご発言等はできません。事前に書面またはインターネット等による議決権行使をお願いします。
- ・株主様ご本人のみご視聴いただけます。
- ・撮影、録画、録音、保存、SNS等での公開は、原則禁止とさせていただいておりますので、ご協力いただきますようお願い申し上げます。
- ・ご使用の機器やネットワーク環境によっては、ご視聴いただけない場合がございます。また、ご視聴いただく際の通信料金等は、株主様のご負担となります。
- ・ネットワーク環境により、配信画像の停止、音声不良等が生じる場合がございます。そのような場合は、本体を再起動していただくか、一度ブラウザを閉じて、再度配信ページのURLにアクセスいただきますようお願い申し上げます。
- ・株主の皆様のプライバシーに配慮して、配信の映像は議長席および役員席付近のみといたします。
- ・何らかの事情によりライブ配信を中止する場合は、当社ウェブサイト（下記）にてお知らせいたします。  
<https://corporate.sakataseed.co.jp/ir/stock/meeting.html>

### 〈ライブ配信当日の視聴、操作方法に関するお問い合わせ〉

株式会社プロネクサス ライブ配信コールセンター

TEL：0120-970-835（通話料無料）

株主総会当日のライブ視聴、操作方法についてはこちらにお問い合わせください。  
受付は株主総会当日8月27日（火）の午前9時から株主総会終了までとなります。

### 株主総会終了後の 事後配信について

株主総会終了後には、当社ウェブサイト（下記）にて株主総会の様子を事後配信いたします。ライブ配信をご覧いただけない方は事後配信をご視聴ください。

<https://corporate.sakataseed.co.jp/ir/stock/meeting.html>

## 株主総会参考書類

# 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要課題と考え、長期安定方針の下、安定的・継続的に還元を強化していくことを基本方針としております。

第83期の期末配当につきましては、上記の基本方針に基づき、また、固定資産売却益の計上により当期の親会社株主に帰属する当期純利益が大幅な増益となったことから、公表済の配当予想から10円増の1株当たり金40円とさせていただきたいと存じます。

これにより、1株当たりの年間の配当金は、すでに実施いたしました中間配当金25円と合わせて、前期比10円増の65円となります。

### 期末配当に関する事項

配当財産の種類	金銭といたします。
配当財産の割当てに関する事項 およびその総額	当社普通株式1株につき金 40円 配当総額 1,756,152,560円
剰余金の配当が効力を生じる日	2024年8月28日

## 第2号議案 監査役3名選任の件

監査役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役3名の選任をお願いするものであります。なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	属性	氏名	在任期間	現在の当社における地位
1	再任	つし ま じゅん べい 對 馬 淳 平	4年	常勤監査役
2	再任 社外 独立役員	ぼう あき のり 坊 昭 範	5年	監査役
3	新任 社外 独立役員	た なか きみ こ 田 中 公 子	-	-

再任 再任監査役候補者 新任 新任監査役候補者 社外 社外監査役候補者 独立役員 証券取引所等の定めに基づく独立役員

候補者  
番号

1



所有する当社株式の数  
1,618株  
取締役会の出席状況  
20回/20回  
監査役会の出席状況  
14回/14回

つ し ま じゅん べい  
**対馬 淳平** (1959年8月14日生)

再任

監査役在任期間: 4年

#### 略歴、当社における地位

1982年 4月 株式会社三井銀行（現、株式会社三井住友銀行）入行  
2004年 10月 同行監査部上席考査役  
2014年 9月 当社入社監査室長  
2020年 8月 当社常勤監査役（現任）

重要な兼職の状況 -

#### ◆ 監査役候補者とした理由

対馬 淳平氏は、長年にわたり内部監査業務に携わった豊富な経験に加え、当社における内部監査業務を通じて得た当社の企業経営、国内外の営業、物流等に関する幅広い知見を有しております。これを当社の監査役の監査体制に活かせるものと判断し、監査役候補者としております。

候補者  
番号

2



所有する当社株式の数  
753株  
取締役会の出席状況  
20回/20回  
監査役会の出席状況  
14回/14回

ぼ う あ き の り  
**坊 昭 範** (1953年12月9日生)

再任

監査役在任期間: 5年

社外 独立役員

#### 略歴、当社における地位

1977年 4月 株式会社第一勧業銀行（現、株式会社みずほ銀行）入行  
2006年 3月 株式会社みずほ銀行執行役員銀座支店長  
2007年 4月 みずほ信託銀行株式会社常務執行役員  
2007年 6月 同行常務取締役兼常務執行役員  
2010年 4月 安藤建設株式会社（現、株式会社安藤・間）専務執行役員  
2012年 4月 同社取締役執行役員副社長  
2013年 4月 株式会社アルバック専務執行役員  
2015年 7月 同社取締役執行役員副社長  
2018年 7月 同社取締役  
2019年 8月 当社監査役（現任）

重要な兼職の状況 -

#### ◆ 社外監査役候補者とした理由

坊 昭範氏は、金融機関の勤務経験に基づく財務および会計の知見に加え、企業経営における豊富な知識と幅広い見識を有しております。客観的な視点により経営および業務執行に対する監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、社外監査役候補者としております。なお、同氏は、当社の取引銀行の出身者ですが、退職後14年以上経過しており同行グループの意向に影響される立場ではございません。

候補者  
番号

3

た な か き み こ  
田中公子 (1957年7月6日生)

新任

社外

独立役員



所有する当社株式の数

-株

取締役会の出席状況

-

監査役会の出席状況

-

### 略歴、当社における地位

1981年 5月 日本航空株式会社入社  
2011年 1月 シミックホールディングス株式会社入社  
2012年 4月 同社社長室執行役員  
2016年 4月 寺田倉庫株式会社入社  
2019年 3月 東邦レマック株式会社社外取締役  
2019年 9月 株式会社匠創生顧問  
2020年 9月 和洋女子大学看護学部非常勤講師 (現任)  
2021年 9月 株式会社チャーム・ケア・コーポレーション社外取締役 (現任)  
2021年 9月 株式会社ストレージ王社外監査役 (現任)  
2022年 4月 日本薬科大学招聘講師 (現任)  
2024年 4月 株式会社イムラ社外取締役 (現任)

### 重要な兼職の状況

-  
株式会社チャーム・ケア・コーポレーション社外取締役  
株式会社ストレージ王社外監査役  
株式会社イムラ社外取締役

### ◆ 社外監査役候補者とした理由

田中 公子氏は、上場企業で培われた豊富な経験と幅広い見識に加え、現在、上場企業の社外取締役を務められております。客観的な視点により経営および業務執行に対する監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、社外監査役候補者としております。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。  
2. 坊 昭範氏、田中 公子氏の両氏は、社外監査役候補者であります。  
3. 当社は、對馬 淳平氏、坊 昭範氏との間で、会社法第427条第1項の規定および当社定款に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、各氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。  
4. 田中 公子氏が監査役に就任した場合、同氏との間で、会社法第427条第1項の規定および当社定款に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任の責任限度額を同法第425条第1項に定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結する予定であります。  
5. 坊 昭範氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員として指定する予定であります。  
6. 田中 公子氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合には、独立役員として指定する予定であります。  
7. 当社は、当社および子会社の取締役、監査役、執行役員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が、その職務執行に関して責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害賠償金および訴訟費用等を当該保険契約により補填することとしており、当該保険契約の保険料は全て当社および子会社が負担しております。各候補者（新任の候補者を除く）は、当該保険契約の被保険者となっており、また、各候補者（新任の候補者を含む）が監査役に選任され就任された場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また当社は、当該保険契約を任期途中に同内容で更新することを予定しております。

## ご参考資料 定時株主総会後の取締役・監査役のスキルマトリックス

当社は、取締役会の審議が適切に行われるために、取締役ひとり一人が企業経営、グローバル、財務・会計、営業・マーケティング、研究開発・生産、法務・知財、IT・デジタル、業界団体経験等、多様なスキルを有することに加え、性別、年齢、国籍、社歴等の区別なく、多様な視点や観点、豊富な経験を有した人材で構成することが必要であると考えております。

現在の取締役会は、このような方針に基づき構成されており、それぞれの知見と経験の発揮と全体としてのバランスをとることで、様々なビジネス環境の変化に柔軟に対応できる体制をとっております。

 <b>企業経営</b>	企業経営の知見、当社グループの経営理念のもと、中長期的ビジョンを有し、グローバル戦略を策定できる知識や実績
 <b>グローバル</b>	海外での勤務経験等、国際的な知見、グローバル事業の成長戦略の策定や海外関連会社の経営監督等のマネジメント、各国の文化・環境等の豊富な知識
 <b>財務・会計</b>	強固な財務基盤の構築、資本市場との対話等、財務戦略における知見、財務会計・ファイナンス・監査分野における幅広い知識
 <b>営業・マーケティング</b>	営業・マーケティングに関する知見、取引先・業界団体等における幅広い人脈を有し、関係構築を維持・向上できる交渉力や経験
 <b>研究開発・生産</b>	育種、育種工学、病理、種子生産に関する知見、世界の気候や風土、伝統や文化に基づく食習慣等の嗜好を把握し、研究・商品開発できる先見的・客観的な視点
 <b>法務・知財</b>	適正かつ実効性のあるコーポレートガバナンスに関する知見、法務および知的財産に関する豊富な知識、民事訴訟等の法的な紛争経験
 <b>IT・デジタル</b>	通信・ネットワーク・セキュリティ等に関する知識、DX（情報戦略の推進）やICT（情報通信技術）関連の豊富な知識や経験
 <b>業界団体経験</b>	国内外の農園芸および種苗業界に関する知見、種苗および農業関連団体・政府・地方公共団体等との関係を構築し、維持できる交渉力や経験

氏名	役職	管掌部門	委員会		企業経営	グローバル	財務・会計	営業・マーケティング	研究開発・生産	法務・知財	IT・デジタル	業界団体経験
			指名委員会	報酬委員会								
さかた ひろし 坂田 宏	代表取締役 社長	—	委員長	●	●	●	●	●		●		●
うちやま りしろう 内山 理勝	取締役 常務執行役員	国内営業本部			●			●	●	●		●
かがみ つとむ 加々美 勉	取締役 常務執行役員	海外営業本部			●	●		●	●	●	●	
くろいわ かずお 黒岩 和郎	取締役 常務執行役員	経営本部			●	●		●			●	
ふるき としひこ 古木 利彦	取締役 常務執行役員	サプライチェーン本部 研究本部			●	●	●		●	●		
たかみや ぜん 高宮 全	取締役 常務執行役員	管理本部			●	●	●	●		●		
すがはら くにひこ 菅原 邦彦	社外取締役 (独立役員)	—	●	委員長	●	●	●					
おぎき ゆきまさ 尾崎 行止	社外取締役 (独立役員)	—	●	●	●	●				●		
わたなべ まさこ 渡辺 雅子	社外取締役 (独立役員)	—	●	●	●		●				●	
つしま じゅんぺい 對馬 淳平	常勤監査役	—				●	●			●		
ぼう あきのり 坊 昭範	社外監査役 (独立役員)	—			●		●					
たなか きみこ 田中 公子	社外監査役 (独立役員)	—			●	●						

※上記一覧表は、各氏の有する全ての知見・経験を表すものではありません。

## ご参考資料 社外役員の独立性基準

当社は、会社法および東京証券取引所が定める基準をもとに、当社独自の独立性判断基準を策定しております。以下のいずれにも該当しない者を社外役員候補者として指名しております。

- (1) 当社および当社子会社並びに当社関連会社（以下、「当社等」）の業務執行取締役、執行役員またはその他の使用人（以下、「業務執行者」という）、またはその就任前10年間に於いて当社等の業務執行者であった者
- (2) 当社の大株主（当社または当該取引先の直近の事業年度末における議決権保有比率が総議決権の10%以上を保有する者）またはその業務執行者である者
- (3) 当社等と重要な取引関係（直近の事業年度の年間売上高の2%を超える場合）がある会社またはその親会社もしくはその重要な子会社の業務執行者である者
- (4) 当社等の弁護士やコンサルタント等として、当社役員報酬以外に過去3年平均にて1,000万円以上の報酬その他財産上の利益を受け取っている者。またはそれが法人・団体等である場合、当該法人・団体の連結売上高の2%以上を当社等からの受け取りが占める法人・団体等の業務執行者である者
- (5) 当社等の会計監査人または当該会計監査人の社員等である者
- (6) 当社等から年間1,000万円を超える寄付等を受けている者。またはそれが法人・団体等である場合、当社等から得ている財産が年間収入の2%以上を超える団体の業務執行者である者
- (7) 上記（2）から（6）について過去5年間に於いていずれかに該当していた者
- (8) 上記（1）から（7）のいずれかに該当する者の配偶者または二親等以内の親族
- (9) 前各号のほか、当社と利益相反関係が生じるおそれがあるなど、独立性を有する社外取締役または社外監査役としての職務を果たすことができない特段の事由を有している者

以 上

# 事業報告 (2023年6月1日から2024年5月31日まで)

## 1 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過および成果

当連結会計年度（2023年6月1日から2024年5月31日まで）における世界経済は、米国などは底堅く推移いたしました。世界的な金融引き締めにもなう金利・為替変動、原材料やエネルギー価格の高騰、地政学的緊張など、不確実性の高い状況が継続いたしました。国内経済は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための行動制限が緩和されたことや、インバウンド需要の増大などにより緩やかに回復いたしました。緩和的な金融環境の継続により円安が進みました。

このような状況のなか、当社グループの当連結会計年度における業績は、海外で野菜種子と花種子の販売が好調に推移したことに加え、為替相場が円安になったことから、売上高は886億77百万円（前期比114億14百万円、14.8%増）となりました。品目別では、野菜種子はブロッコリー、トマト、ペッパー、カボチャ、花種子はヒマワリ、トルコギキョウ、カンパニユラ、ストックが好調に推移いたしました。

販売費及び一般管理費は、海外での業務拡大による人員増加や、欧米を中心に物価高騰に伴う給与水準の大幅な上昇により人件費が大きく伸びたこと、また旅費交通費や減価償却費、業務委託費などの増加、さらには為替影響もあり全般的に大きく増加いたしました。これらの結果、営業利益は104億95百万円（前期比4億22百万円、3.9%減）となりました。

経常利益は、営業利益の減少に加え、正味貨幣持高に関する損失や持分法による投資損失など営業外費用の増加を受け、111億24百万円（前期比11億79百万円、9.6%減）となりました。

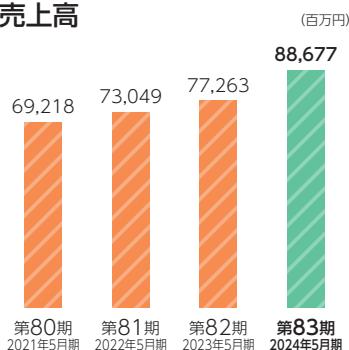
親会社株主に帰属する当期純利益は、遊休資産の売却による固定資産売却益の計上により、161億62百万円（前期比66億72百万円、70.3%増）となりました。

## 財産および損益の状況の推移

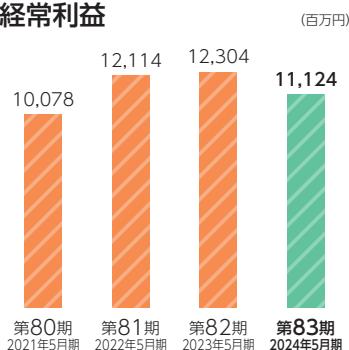
区分	第80期 (2021年5月期)	第81期 (2022年5月期)	第82期 (2023年5月期)	第83期 (当連結会計年度) (2024年5月期)
売上高	(百万円) 69,218	73,049	77,263	88,677
経常利益	(百万円) 10,078	12,114	12,304	11,124
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円) 7,636	12,256	9,489	16,162
1株当たり当期純利益	(円) 171.24	276.02	213.98	365.22
総資産	(百万円) 133,077	147,423	160,715	192,717
純資産	(百万円) 111,898	125,466	138,080	160,533

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を2022年5月期の期首から適用しており、2022年5月期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

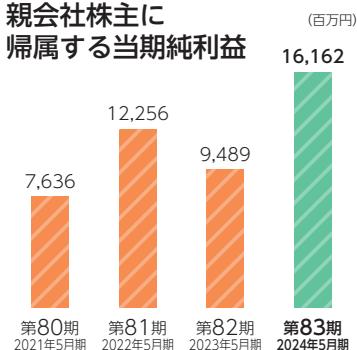
### 売上高



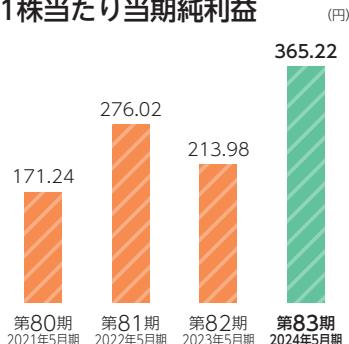
### 経常利益



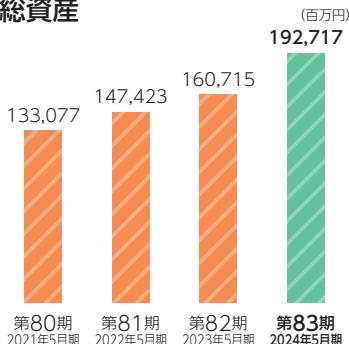
### 親会社株主に 帰属する当期純利益



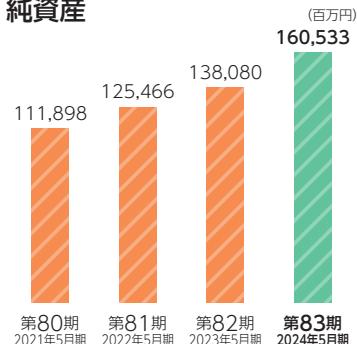
### 1株当たり当期純利益



### 総資産

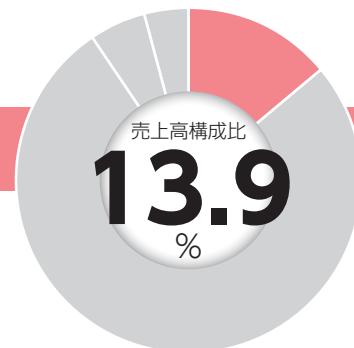


### 純資産



# 国内卸売事業

売上高 **123億20百万円**



**事業内容** 国内の種苗販売店等への農園芸商材（野菜種子・花種子・球根・苗木・資材）の卸売

国内卸売事業は、青果市況の低迷と生産コストの上昇に夏の酷暑も加わり、非常に厳しい事業環境となりましたが、品種力が評価された野菜種子が牽引し、増収増益となりました。

品目別では、野菜種子は、ホウレンソウが減少いたしました。が、「王様トマト」シリーズの20周年キャンペーンを大規模展開したトマトや、スイートコーン、ネギ、ブロッコリーが増加し、前期比増収となりました。花種子はマリーゴールド、ヒマワリ、ジニアが増加いたしました。が、トルコギキョウ、パンジーが減少し、前期比微減となりました。農園芸資材は、暖冬傾向により被覆資材等の売上が伸びなかったことや、一部商品で値上がり前の早期調達需要の反動減となったことなどから、前期比減収となりました。

これらの結果、売上高は123億20百万円（前期比47百万円、0.4%増）、営業利益は49億74百万円（前期比66百万円、1.4%増）となりました。



ネギ「冬扇シオン」

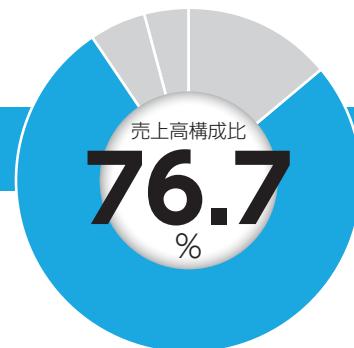


サンパチェンス「プリティピンク」



## 海外卸売事業

売上高 **680億41百万円**



### 事業内容 海外の種苗会社等への農園芸商材（野菜種子・花種子・苗木）の卸売

海外卸売事業は、すべての地域において現地通貨ベースで増収になったことに加え、為替レートも全般的に円安となったことから、前期比、大幅な増収となりました。

野菜種子では、ブロッコリーはアジアで減収となったものの、欧州・中近東で大幅に増加したほか、北中米と南米でも増加いたしました。トマトは、欧州・中近東、南米、アジアで、ペッパーは、南米、北中米、欧州・中近東で増加いたしました。また、北中米のスイカ、欧州・中近東のキュウリ、南米のカボチャなどが大幅に増加いたしました。

花種子では、トルコギキョウは、アジア、欧州で大きく増加いたしました。ヒマワリは、すべての地域で前期比、大幅な増収となりました。また、カンパニュラとストックの切り花種子も大幅に増加いたしました。

これらの結果、売上高は680億41百万円（前期比117億77百万円、20.9%増）、営業利益は182億39百万円（前期比14億17百万円、8.4%増）となりました。



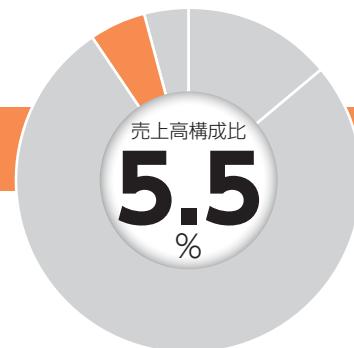
スイカ [El Capitan]



ヒマワリ [ビンセント]



## 小売事業



売上高

**49億20百万円**

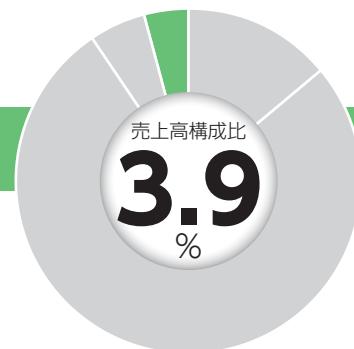
**事業内容** ホームセンター・通信販売を通じた園芸愛好家への園芸商材（野菜種子・花種子・球根・苗木・園芸資材）の販売

小売事業は、夏の酷暑などの影響を受け、全般的に低調な推移となりました。その結果、量販店向けのホームガーデン分野は、苗木と資材の売上は増加いたしましたが、野菜種子、花種子、球根が減少し、前期比減収となりました。通信販売分野も、前期比減収となりました。なお、ガーデンセンター横浜は2023年12月24日をもちまして閉店いたしました。

これらの結果、売上高は49億20百万円（前期比4億22百万円、7.9%減）、営業利益は1億60百万円悪化し、2億21百万円の損失（前期は61百万円の営業損失）となりました。



## 造園緑花事業等



売上高

**33億95百万円**

**事業内容** 造園緑花事業（造園工事・緑花関係の育成維持管理）、その他

造園緑花分野は、民間及び公共工事での大型案件が竣工したことにより、外部顧客への売上高は33億95百万円（前期比12百万円、0.4%増）と前期並の水準を維持いたしましたが、資材や燃料などの価格高騰による原価・販管費の増加により、営業利益は50百万円（前期比33百万円、40.0%減）となりました。

## 研究開発の状況

次に当社グループの研究開発についてご報告いたします。

主力商品である野菜と花の品種開発は研究本部、農園芸資材の開発はソリューション統括部が担当し、全世界の市場に向けた品種の育成、農園芸資材の開発を行っております。研究開発拠点として、日本国内では静岡県掛川市をはじめ5か所に、海外では北米、南米、欧州、アジア圏など、11カ国14カ所に研究農場を配して、グローバルな研究体制を構築し、気候や環境、土壌や食文化などを踏まえ、世界中で栽培される品種を研究開発しております。

当連結会計年度の主な研究内容および成果は、次のとおりであります。

### 【野菜】

当連結会計年度は、一般社団法人日本種苗協会主催の第74回および第75回全日本野菜品種審査会において、ハクサイ「C2-548」、「C0-650」およびホウレンソウ「SC1-070」が1等特別賞を受賞し、さらにハクサイ「C2-548」が農林水産大臣賞を受賞いたしました。また当社グループ子会社である株式会社ブロードのブロッコリー「BL-654」およびブロッコリー「BL-463」が第74回全日本野菜品種審査会において1等特別賞を受賞し、さらにブロッコリー「BL-654」が農林水産大臣賞を受賞いたしました。

海外においても紫ブロッコリー「Purple Magic」が、アメリカの権威ある新品種品評会「オール・アメリカ・セレクションズ」(AAS)において、北米全域で高く評価された品種に贈られる「National Winner」を獲得するなど、高い研究開発力が国内外で評価されました。

新品種におきましては、夏越ししやすく強風に強い冬どり用一本ネギ「冬扇シオン」、石灰欠乏症に強く、肥大力、晩抽性に優れ、根こぶ病の幅広いレースに対して耐病性を持つハクサイ「桜月」、高温期の病害などに強く、適応作型の広いダイコン「夏秋自慢」など、オリジナル性を重視した品種を数多く発表いたしました。

今後も国内外市場において、生産者にも消費者にも喜ばれる品種開発に邁進いたします。



ハクサイ「桜月」



ブロッコリー「Purple Magic」

## 【花】

当連結会計年度は、一般社団法人日本種苗協会主催の第69回全日本花卉品種審査会において、カリブラコアとペチュニアの属間雑種「K2019-PX352」、トルコギキョウ「SM2-A-535」、パンジー「SM4-312」とハボタン「ローブホワイト」の4品種が1等特別賞を受賞いたしました。

新品種におきましては、トルコギキョウでは中早生大輪フリンジ咲の「ボヤージュ」シリーズ、晩生中小輪無花粉タイプ「ソロ PF」シリーズ、また、アスターでは大輪ポンポン咲き『あずみXL』シリーズ等、切り花で合計10品種を発表いたしました。花壇苗・鉢物では、雨に強い大輪ペチュニア「よく咲くペチュニア パフィン」シリーズ、人気の「サンパチェンス」シリーズ、カリブラコアとペチュニアの属間雑種「ビューティカル」シリーズやポットカーネーション「セレナーデ」等、合計13品種をそれぞれ発表しております。

当社のオリジナリティあふれる品種は国内外で高く評価されております。今後も時代やニーズに合わせたオリジナル品種の開発に努めてまいります。



トルコギキョウ「ボヤージュ(2型)チャームピンク」



ポットカーネーション「セレナーデ」

## 【ソリューション】

当連結会計年度は、スマート農業ビジネスの柱として注力している環境制御システム「アルスプラウト」が全国各地に導入され、野菜のみならず花きや果樹など幅広い生産現場でご好評をいただきました。さらに、新モデル「アルスプラウト エア」を発表し、電源のない施設や露地でのモニタリングが可能となり、さらに多くの現場で貢献できるものとなりました。

また、「一般消費者」向けに、土壌改良材をベースとしたバイオスティミュラント資材「パワフルシリカ」を発表いたしました。この商品は性質の異なる2種類のシリカ（ゼオライトとグリーンタフ）に海外でBSとして利用されている高機能腐植酸を配合し、あらゆる土壌の改良に1剤で対応できるよう開発したものです。本品を土に混ぜるだけで、土壌の保肥力、排水性、微生物性を向上し、更に根を活性化する腐植酸とグリーンタフの効果で、高温乾燥など植物の環境ストレス耐性向上にも寄与できるものです。多くのお客様から反響をいただき、販売も順調に推移しております。

引き続きスマート農業関連機器やバイオスティミュラント資材など今後の生産現場で求められる商品開発を進め、多くのユーザーに安心してご使用いただける商品を提供して参ります。



環境制御システム「アルスプラウト エア」



土壌改良資材「パワフルシリカ」

## (2) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施いたしました設備投資の総額は、80億10百万円であります。

主な内容は、子会社であるSakata Seed America, Incにおける倉庫及びオフィスの拡張(25億64百万円)及び大型の種子精選機械の導入（1億99百万円）、当社の掛川総合研究センターにおける事務棟改築工事(3億69百万円)等であります。

## (3) 資金調達の状況

設備投資、運転資金、借入金の返済などに必要な資金は自己資金の充当および金融機関からの借入により調達しております。

#### (4) 対処すべき課題

世界的な大規模自然災害や地球温暖化などの大きな課題が山積する中で、今まで以上の高い付加価値を種苗に付与し、それを生産者の方々に安定供給すること、そして、持続可能な農業の実現、ひいては世界の人々の豊かな暮らしに貢献していくことが、私ども種苗会社に託された使命です。

当社グループでは、事業活動を通じて、より良い社会の実現に貢献するとともに、企業としての更なる成長を目指してまいります。具体的には、下記の5つの事業戦略に基づき、当社の事業計画を推進しております。

##### ①高収益ビジネスモデルの確立

生産者が安心して栽培を実現し、高い収益の確保につながられるよう、当社では高品質で、オリジナル性の高い種苗を継続的に創出する研究体制の構築を行っております。

また、新たにトップシェアを狙う戦略品目の開発・拡販に努め、経営資源の重点戦略品目への集中とアジアを中心とした新興国市場における成長機会の取り込みによる高収益体制を確立いたします。

##### ②各地域における健全な収益構造の構築と重点戦略の推進

成長市場における市場拡大、成熟市場における高収益モデルの確立を行うことによって、アジア・北米・南米・欧州アフリカの各地域における健全な収益構造を確立いたします。また、成熟市場においては、戦略品目でのシェアの拡大、新興市場においては、野菜や花の消費需要喚起と地域栽培環境に応じた商品の開発等、具体的な重点戦略を立案、実行いたします。

##### ③安定供給と効率化を実現するサプライチェーンインフラの整備

種子の安定供給を実現する生産体制・技術・機能を強化し、効率的なグローバルサプライチェーンマネジメント体制の実現に向けた仕組みづくりを行い、コストと在庫の削減を目指します。

##### ④グローバルカンパニー実現に向けた人財育成、組織、マネジメント体制の構築

日本国籍のグローバルカンパニー実現に向けた人的資源の管理体制の構築や、経営体制の整備とグループマネジメントの高度化をさらに進めます。

##### ⑤経営の効率化を実現するグローバルIT基盤の整備

情報系、会計、サプライチェーン管理のシステムを再整備し、グローバルに最適な事業管理、経営判断を支援するITシステム基盤を構築します。

#### (サステナビリティの推進)

当社グループは、「良質な商品とサービスの提供により世界の人々の生活文化向上に貢献し、世界一の種苗会社を目指す」こと、そして顧客、取引先、サカタグループの三者が共に栄える「三者共栄」、社員、経営者、株主は一体であり共に繁栄する「三位一体」、地球上の自然とその自然に内包される社会、そして社会に帰属する企業の持続的な共生を目指す「三層共生」を経営理念として掲げております。このうち、「三層共生」はサステナビリティへの取り組みを明確にするため、2022年に新たに経営理念に位置付けられました。自然環境は地球上の生命維持システムであり、社会は人の暮らしや企業活動を支える基盤です。そして企業は、自然や社会から新たな価値を創出していきます。

当社グループは社業である種苗事業や緑花事業を通じて、環境や社会の持続性に寄与するサステナビリティ経営を目指しており、その実現のために、2022年8月、「サステナビリティ基本方針」を制定するとともに、国際的な枠組みやガイドライン等を活用し、「地球環境の保全」「持続可能な農園芸業への貢献」「豊かな暮らしの提供」「事業基盤の強化」の4つを重要課題として特定いたしました。

また、2024年5月、これまでの事業活動や持続可能な成長に向けた取り組み、社会への貢献を纏めた「サステナビリティ報告書」を発行いたしました。

引き続き、当社グループの持つ資本と強みを生かした価値創造プロセスを通じて、これらの重要課題を解決し、より良い社会の実現に貢献してまいります。

## (5) 重要な子会社の状況 (2024年5月31日現在)

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
Sakata Seed America, Inc.	1,500千米ドル	100%	種苗生産販売
Sakata Vegetables Europe S.A.S.	25,630千ユーロ	100%	種苗生産販売
Sakata Ornamentals Europe A/S	133,915千デンマーククローネ	100%	種苗生産販売
Sakata Seed Sudamerica Ltda.	60,776千ブラジルレアル	100%	種苗生産販売
サカタのタネ グリーンサービス株式会社	90百万円	100%	造園緑花事業
株式会社サカタ ロジスティックス	30百万円	100%	種子加工
株式会社プロリード	50百万円	100%	種苗生産販売

(注) 1. 当期末における当社の連結子会社は、上記7社を含む35社であり、持分法適用会社は1社であります。

2. 議決権比率は間接保有を含んでおります。

## (6) 主要な事業内容 (2024年5月31日現在)

事業	事業の内容
国内卸売事業	国内の種苗販売店等への農園芸商材（野菜種子・花種子・球根・苗木・資材）の卸売
海外卸売事業	海外の種苗会社等への農園芸商材（野菜種子・花種子・苗木）の卸売
小売事業	ホームセンター・通信販売を通じた園芸愛好家への園芸商材（野菜種子・花種子・球根・苗木・資材）の販売
造園緑花事業等	造園緑花事業（造園工事・緑花関係の育成維持管理）、その他

(7) 主要な拠点等 (2024年5月31日現在)

事業所名	所在地	事業所名	所在地
<b>本 社</b>	横浜市都筑区	<b>国 内 子 会 社</b>	
<b>支 店</b>		株 式 会 社 サ カ タ ロ ジ ス テ ィ ッ ク ス	栃木県矢板市
北 海 道 支 店	北海道上川郡		
東 北 支 店	仙台市宮城野区	サカタのタネ グリーン サ ー ビ ス 株 式 会 社	横浜市都筑区
東 関 東 支 店	千葉市美浜区		
関 東 支 店	横浜市都筑区	株 式 会 社 ブ ロ リ ー ド	三重県津市
中 部 支 店	名古屋市名東区		
関 西 支 店	大阪市中央区		
九 州 支 店	福岡市博多区	<b>海 外 子 会 社</b>	
<b>物 流 セ ン タ ー</b>		Sakata Seed America, Inc.	アメリカ
矢 板 物 流 セ ン タ ー	栃木県矢板市		
<b>研 究 施 設</b>		Sakata Vegetables Europe S.A.S.	フランス
北 海 道 研 究 農 場	北海道上川郡		
君 津 育 種 場	千葉県袖ヶ浦市	Sakata Ornamentals Europe A/S	デンマーク
三 郷 試 験 場	長野県安曇野市		
掛川総合研究センター	静岡県掛川市	Sakata Seed Sudamerica Ltda.	ブラジル
		Sakata Seed (Suzhou) Co.,Ltd.	中国

## (8) 従業員の状況 (2024年5月31日現在)

### ① 企業集団の従業員の状況

事業の種類別セグメントの名称	従業員数	前連結会計年度末比増減
国内卸売事業	155名 (63名)	1名減 (6名減)
海外卸売事業	2,105名 (382名)	261名増 (42名増)
小売事業	33名 (15名)	4名減 (9名減)
造園緑花事業等	79名 (136名)	4名減 (1名増)
全社 (共通)	576名 (308名)	5名増 (7名増)
合 計	2,948名 (904名)	257名増 (35名増)

(注) 1. 従業員数は就業員数であり、パートおよび嘱託社員は ( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。  
2. 全社 (共通) として、記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない当社の研究部門、サプライチェーン部門、経営部門、管理部門に所属しているものであります。

### ② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
696名 (293名)	3名増 (2名増)	39.0歳	15.4年

(注) 従業員数は就業員数であり、パートおよび嘱託社員は ( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

## (9) 主要な借入先の状況 (2024年5月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	1,358百万円
株式会社みずほ銀行	1,156百万円

## 2 会社の状況

### (1) 株式の状況 (2024年5月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 104,000,000株
- ② 発行済株式の総数 47,410,750株
- ③ 株主数 44,985名
- ④ 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
有限会社ティーエム興産	7,607.9	17.32
日本マスタートラスト信託銀行株式会社信託口	3,667.1	8.35
株式会社みずほ銀行	1,750.0	3.98
株式会社三井住友銀行	1,490.7	3.39
BNP PARIBAS LUXEMBOURG/2S/JASDEC/FIM/LUXEMBOURG FUNDS/UCITS ASSETS	885.0	2.01
株式会社日本カストディ銀行信託口	819.8	1.86
キックマン株式会社	678.0	1.54
丸一鋼管株式会社	600.2	1.36
東京青果株式会社	563.9	1.28
横浜冷凍株式会社	558.2	1.27

- (注) 1. 持株数は百株未満を切り捨てて記載しております。  
2. 持株比率は、自己株式 (3,506,936株) を控除して計算しており、小数第3位以下を切り捨てて表示しております。  
3. 自己株式には、「株式給付信託 (BBT)」に基づき株式会社日本カストディ銀行が所有する当社株式 (54,600株) を含んでおりません。  
4. 当社は自己株式3,506,936株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。

- ⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況  
該当事項はありません。

## (2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

## (3) 会社役員に関する事項

### ① 会社役員の状態 (2024年5月31日現在)

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	坂田 宏	公益財団法人サカタ財団代表理事 一般財団法人サカタアグリ財団代表理事
取締役	内山 理勝	常務執行役員 国内営業本部管掌
取締役	加々美 勉	常務執行役員 海外営業本部管掌
取締役	黒岩 和郎	常務執行役員 経営本部管掌
取締役	古木 利彦	常務執行役員 研究本部・サプライチェーン本部管掌
取締役	高宮 全	常務執行役員 管理本部管掌
取締役	菅原 邦彦	公認会計士菅原邦彦事務所代表 株式会社高島屋社外監査役
取締役	尾崎 行正	尾崎法律事務所弁護士 オエノンホールディングス株式会社社外取締役
取締役	渡辺 雅子	渡辺雅子公認会計士事務所代表 第一三共株式会社社外監査役
常勤監査役	對馬 淳平	
監査役	沼田 安功	
監査役	坊 昭範	

- (注) 1. 取締役菅原邦彦、尾崎行正、渡辺雅子の3氏は、社外取締役であります。  
2. 監査役沼田安功および坊 昭範の両氏は、社外監査役であります。  
3. 当社は東京証券取引所に対して、菅原邦彦、尾崎行正、渡辺雅子、沼田安功、坊 昭範の5氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。  
4. 監査役對馬 淳平、坊 昭範の両氏は、金融機関における長年の経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

## ② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役および各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の責任限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。

## ③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で、当社および子会社の取締役、監査役、執行役員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全て当社および子会社が負担しております。当該保険の内容の概要は、被保険者が、その職務の執行に起因して、保険期間中に株主や投資家、従業員またはその他第三者から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が損害賠償金・訴訟費用を負担することによって被る損害を保険会社が補填するものであり、1年毎に契約更新しております。

なお、補填する金額について限度額を設けることにより、当該役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

## ④ 取締役および監査役の報酬等

### イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月19日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

#### a. 基本報酬に関する方針

当社取締役の報酬制度は、(a)グローバル企業としての成長を牽引する優秀な経営人材を確保できる報酬制度であること、(b)長期的な株主価値向上に結びつくものであること、(c)継続的・安定的な企業業績の向上に資するものであること、(d)その決定プロセスが客観的で透明性の高いものであることを基本的な考え方とする。また、当社では、取締役の報酬制度およびその内容ならびに決定方法等の透明性・公平性を確保すべく、取締役会の諮問機関として独立社外取締役を主要な構成員とする任意の報酬委員会を設置している。なお、報酬委員会の委員長は、独立社外取締役が務めるものとする。取締役の報酬の種類は、金銭報酬と非金銭報酬（株式報酬）とし、取締役の役位、職責、会社業績への貢献度を総合的に勘案し、下記の通り、報酬額を決定する。

- ・金銭報酬は、役位に応じた「基本報酬」ならびに業績目標の達成に連動する「賞与」で構成する。金銭報酬の総額は、年額350百万円以内とする。
- ・非金銭報酬は、取締役ひとり一人の中長期的な業績向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めるべく、当社株式とする。株式報酬額は、3事業年度あたり、上限230百万円とする。

- ・なお、上記金銭報酬の上限額および非金銭報酬の上限額は、第77回定時株主総会（2018年8月28日開催）で承認されている。
- ・また、社外取締役の報酬は、その機能が業務執行から独立した経営への監督であることを考慮し、業績に連動する賞与及び株式報酬は付与せず、基本報酬のみとする。

当社監査役の金銭報酬については、年額80百万円以内の範囲内において、監査役の協議によって決定している。なお、上記金銭報酬の上限額は、第77回定時株主総会（2018年8月28日開催）において承認されている。

b. 業績連動報酬等に関する方針

業績連動報酬である「賞与」は、対象期間の連結売上高、連結営業利益、親会社株主に帰属する当期純利益の各目標値に対する達成度を総合的に勘案し、所定の算定式で算出された業績評価ポイントに応じ支給額を決定する。

c. 非金銭報酬等に関する方針

非金銭報酬として、当社株式を支給する。「株式給付信託（BBT（=Board Benefit Trust））」制度を設け、当社「株式給付規程」に定める方法に基づき決定する。

d. 報酬等の割合に関する方針

報酬委員会の答申に基づき、継続的・安定的な企業業績の向上に向けた適切かつ健全なインセンティブとして機能するよう、各報酬の割合を取締役会にて適切に決定する。

e. 報酬等の付与時期や条件に関する方針

金銭報酬は当社「取締役報酬規程」、非金銭報酬は当社「株式給付規程」に基づき、基本報酬は毎月、賞与は期末決算日後の一定時期に支給する。非金銭報酬は、原則として、取締役の退任時に当社株式等を給付する。

f. 報酬等の決定の委任に関する事項

取締役の個人別の報酬等の内容は、原則、取締役会が決定するが、代表取締役社長が取締役会から委任を受け決定することもできる。その場合、代表取締役社長は、報酬委員会の答申の結果を踏まえ決定することとする。

g. 上記のほか報酬等の決定に関する事項

報酬委員会にて、取締役の報酬水準、報酬額等につき審議され、その結果は取締役会へ答申される。取締役会は同委員会の答申を踏まえ、取締役の個人別の報酬等の内容を決定する。

ロ. 当事業年度に係る役員報酬等の総額

区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	260 (27)	189 (27)	49 (0)	21 (0)	9 (3)
監査役 (うち社外監査役)	39 (18)	39 (18)	0 (0)	0 (0)	3 (2)
合計 (うち社外役員)	299 (46)	229 (46)	49 (0)	21 (0)	12 (5)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の金銭報酬の額は、2018年8月28日開催の第77回定時株主総会において、年額350百万円以内と決議しております(使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない)。当該株主総会終結時点の取締役の員数は10名(うち、社外取締役2名)です。また、金銭報酬とは別枠で、2018年8月28日開催の第77回定時株主総会において、株式報酬の額として3事業年度あたり、上限300百万円(うち、取締役分として230百万円)、株式数の上限を3事業年度39千株以内(社外取締役を除く)と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役(社外取締役を除く)の員数は、8名です。
3. 監査役の金銭報酬の額は、2018年8月28日開催の第77回定時株主総会において、年額80百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名です。
4. 取締役会は、代表取締役社長坂田宏氏に対し、各取締役の報酬額の決定を委任しております。その権限の内容は、株主総会の決議による報酬総額の限度内で、個人別の報酬額の具体的な内容を決定するものであります。権限を委任した理由は、当社全体の業績等を俯瞰しつつ、各取締役の役割や職務の執行状況等も踏まえて報酬の内容を決定するには、業務執行を統括する代表取締役社長の決定が適していると判断したためです。また、代表取締役社長の権限が適切に行使されるよう、上記委任にあたっては、社外取締役が過半数を占める任意の報酬委員会での審議を経たうえで、各取締役の個人別の報酬額等を決定することとしております。当該手続きを経て、各取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が報酬決定方針に沿うものであると判断しております。
5. 報酬等の額には、当事業年度に係る役員賞および株式報酬として計上した額が含まれております。
6. 業績連動報酬等にかかる業績指標は、連結売上高、連結営業利益、親会社株主に帰属する当期純利益の各目標値に対する達成度を総合的に勘案し、所定の算定式で算出された業績評価ポイントとなります。2024年5月期の実績は102ポイントであります。当該指標を選択した理由は、取締役の役位や職責、会社業績への貢献を総合的に勘案し、業績目標の達成に対する責務と意識を高め、取締役の役位や職責に応じた会社業績への貢献に繋げることができるからであります。当社の業績連動報酬は、職位別の基準額に対して業績評価ポイント等を乗じたもので算定されております。
7. 非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、割当ての際の条件等は「イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであります。また、当該事業年度における交付状況は、「2. (1) ⑤当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載しております。なお、上記表の「非金銭報酬等」の欄には、当事業年度に係る株式報酬として費用計上した額を記載しております。
8. 上記のほか、2018年8月28日開催の第77回定時株主総会終結の時をもって役員退職慰労金制度を廃止し、同総会終結後引き続き在任する取締役および監査役に対し、同制度廃止までの在任期間に対応した役員退職慰労金をそれぞれの退任時に支給することを、同総会で決議いたしました。

#### (4) 社外役員に関する事項

##### ①社外役員の兼職その他の状況

社外役員の重要な兼職につきましては、前記「(3)会社役員に関する事項 ①会社役員の状況」に記載のとおりであります。社外役員の重要な兼職先と当社との間には、特別の関係はありません。

##### ②社外役員の主な活動状況

区分	氏名	出席状況、発言状況及び 社外取締役役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	菅原 邦彦	当事業年度に開催された取締役会20回の全てに出席いたしました。財務および会計に関する専門家として、国際的に展開するアカウントティングファームで培われた豊富な経験と優れた知見を有し、取締役会の意思決定にあたり、妥当性・適正性を確保するための適切な助言・提案を行っております。また、報酬委員会の委員長として、客観的・中立的な立場で役員報酬等の決定過程における監督機能を果たしております。
社外取締役	尾崎 行正	当事業年度に開催された取締役会20回の全てに出席いたしました。弁護士として培われた法律に関する専門的な知識と豊富な経験を有し、取締役会の意思決定にあたり、妥当性・適正性を確保するための適切な助言・提言を行っております。また、内部通報制度、日常的なコンプライアンス推進活動等、当社コンプライアンス体制について助言・指導を行っております。
社外取締役	渡辺 雅子	当事業年度に開催された取締役会20回の全てに出席いたしました。財務および会計に関する専門家として、豊富な経験と優れた知見を有し、取締役会の意思決定にあたり、妥当性・適正性を確保するための適切な助言・提案を行っております。また、当社の会計監査人以外の監査法人出身者として、独立した立場から内部監査部門への助言・指導を行っております。
社外監査役	沼田 安功	当事業年度に開催された取締役会20回の全てに、また監査役会14回全てに出席いたしました。企業経営における豊富な知識や識見を活かし、取締役会の意思決定の適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会では、監査結果に関する意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
社外監査役	坊 昭範	当事業年度に開催された取締役会20回の全てに、また監査役会14回全てに出席いたしました。長年にわたる財務および会計における豊富な知識や識見を活かし、取締役会の意思決定の適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会では、監査結果に関する意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

## (5) 会計監査人の状況

① 名称 有限責任 あずさ監査法人

② 報酬等の額

	支払額
•当事業年度に係る報酬等の額	77百万円
•当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	77百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績および報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画および報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等の額について会社法第399条第1項の同意を行っております。
3. 海外の主要な子会社については、他のKPMGインターナショナルのメンバーファームの監査を受けております。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人が会社法および公認会計士法等の法令に違反又は抵触した場合のほか、会計監査人の職業倫理、独立性、専門性、効率性、監査に関する品質管理体制等において適正でないと判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められ、かつ改善の見込みがないと判断した場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、会計監査人の解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

## (6) 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

### 【内部統制システム基本方針について】

当社は、2006年5月19日の取締役会において、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備に関し決議し、その後数度の改定を経て、2024年7月19日の取締役会において一部改定いたしました。改定後の基本方針は以下のとおりであります。

① 当社および子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

#### イ. 企業理念

当社グループは、社是である「品質」「誠実」「奉仕」の精神に基づき、企業倫理を遵守しながら農業並びに園芸業およびその関連事業の発展に貢献することを企業理念としている。当社グループの主要なステークホルダーは、農業並びに園芸業およびその関連事業に関わる皆様、株主の皆様および社員である。

#### ロ. コンプライアンス体制の整備・徹底

当社は、「コンプライアンスマニュアル」をはじめとするコンプライアンス関連諸規程を制定し、当社グループのすべての役員、使用人が法令および企業倫理を遵守することを定める。

また、社長を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置し、当社グループにおける研修・教育等コンプライアンス・プログラム実践に関する重要方針の決定を行う。「コンプライアンス委員会」は、必要な情報を取締役会に報告する。当社は、当社グループにおける法令および企業倫理に関する事項について、当社および国内子会社の使用人が相談・通報する機関として「コンプライアンス相談窓口」を社内および社外に設置するとともに、海外子会社においてはその規模等に応じた適切な内部通報制度を整備する。当社グループは、相談内容を守秘し、相談者に対して公益通報者保護法その他の法令および社内規程等に反した不利益な取扱いを行わない。

#### ハ. 反社会的勢力の排除

当社グループは社会の秩序や健全な企業活動を脅かす勢力および団体に対しては、毅然とした態度で臨み、一切関係を持たない。

反社会的勢力に対しては「金を出さない」「利用しない」「恐れない」の3原則に従って対応する。

また、関係行政機関等からの情報収集に努め、これらの問題が発生した場合は関係行政機関や法律の専門家と緊急に連絡を取り速やかに対処できる体制を構築する。

## 二. 財務報告の信頼性を確保するための体制の整備

当社は、財務報告の信頼性を確保するため、「内部統制実施規程」を制定して財務報告に係る内部統制の基本方針を策定し、これに基づき内部統制の整備・運用を推進するために「内部統制実施要領」等関連諸規程を整備するとともに、財務報告に係る内部統制の有効性に関し、内部統制評価責任者による評価を実施し、経営者（代表取締役）の責任のもと、金融商品取引法に定められた「内部統制報告書」を作成する。財務報告に係る内部統制に改善すべき点がある場合は、内部統制評価責任者が改善策を経営者に提案し、対処する。

### ② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の遂行に関わる文書（電磁的記録を含む。）については、関連資料とともに、「文書管理規程」に定めるとおり、担当部署において保管・管理し、必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。

また、情報の管理については「情報セキュリティ基本方針」、「個人情報管理規程」、「営業秘密管理規程」等により対応する。

### ③ 当社および子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、当社グループが被る損失または不利益を最小限とするために社内マニュアル等を整備し、天候変動、事業展開地域の地政学のおよび社会制度的変革、研究開発、知的財産権侵害、安全性、財務、従業員の犯罪・不祥事、災害・事故等の各種リスクについて、管理体制を確立する。

当社は、当社グループにリスクが顕在化した場合には、社内マニュアル等に従い、所管部門および関係部門が一体となって迅速な対応を行う。

### ④ 当社および子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

#### イ. 取締役会

当社は、社内規程に従い、取締役会を適切に運営する。

取締役会は、原則として月例開催され、法令、定款、規程等に定める当社グループにおける経営上の重要事項について、審議、決議を行う。また、取締役会は、取締役および執行役員への委嘱業務および各組織の業務分掌を定める。

#### ロ. 経営会議

経営会議は、原則として月1回開催され、取締役会での審議、決議を迅速かつ円滑に行うため、取締役会の事前審議機関として、当社グループの経営に係る事項の審議を行う。社内規程に従い、代表取締役社長、取締役、常務執行役員で構成される。

## ハ. 執行役員制の導入

当社は、取締役の役割を経営監督に注力させ、かつ、柔軟かつ機動的に事業執行を行うべく、執行役員制を導入する。また、迅速な事業執行体制を構築すべく、各事業本部に管掌役員として常務執行役員を配置する。

## 二. 稟議決裁制度

当社は、取締役および執行役員の日常業務を効率的に行うため、社内規程に基づく、稟議決裁制度を設定する。

なお、業務遂行については、業務別・責任者別の権限について詳細を定め、効率的な運営を図る。

## ホ. 子会社における体制の構築

当社は、当社グループにおける職務分掌、指揮命令系統、権限および意思決定その他の組織に関する基準を定め、子会社にこれに準拠した体制を構築させる。

## ヘ. 当社グループにおける業務方針の徹底

当社は、原則年2回当社役員、各本部長と主要子会社社長との会議を開催し、当社グループ全体の経営方針・事業目的を徹底する。

また、研究開発、生産・物流、情報システム、品質管理、営業等について、グローバルな観点からの業務の適正化、効率化を図るため、当社の当該事業担当本部を事務局とする国内外横断的な組織を必要に応じ組成する。

## ⑤ 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

### イ. 子会社の管理・監督

業務の執行が適正に行われるよう管理する部署は、経営企画部とする。また、当社は取締役あるいは執行役員から当該子会社の管掌役員を定め、その管掌役員は当該子会社の経営全般に関して経営指導と監督を行う。

経営企画部と管掌役員は社内規程に則り、また子会社取締役会等を通じて、業務協力、情報交換、人事交流等の連携体制を推進し会社に対して適正な管理・監督を行い、これにより強固な企業集団全体の内部統制体制構築を行う。

### ロ. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、月1回、子会社の営業成績、財務状況、人事、その他の重要な情報について、当社への報告を義務付ける。

また、当社は、年1回、子会社通期業績見通しおよび次年度経営計画の提出を求め、当社取締役会にて審議を行う。

⑥ 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人、当該使用人の取締役からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、監査役からの求めに応じ、「監査役室」を設置して監査役の職務を補助すべき使用人を必要に応じて任命する。

また、当該使用人の人数および地位等、並びに、その使用人に対する指揮命令、報酬および人事異動に関して、取締役はあらかじめ監査役会と協議する。

⑦ 当社および子会社の取締役および使用人等が監査役に報告をするための体制および当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社グループの取締役および使用人は、当社グループに著しい損害や重大な影響を及ぼすおそれのある事実および取締役の不正行為、法令・定款違反行為を発見したときは、当社の監査役に報告する。

当社は、当該報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行わない。

当社グループの取締役および使用人は、監査役の円滑で効果的な職務遂行のため、当社の監査役から経営上の重要事項並びに業務の執行状況等について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。

⑧ 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、当社の監査役の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年、予算を設ける。

また、当社は当社の監査役がその職務の執行について当社に対して会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要なないと認められた場合を除き、速やかにこれに応じるものとする。

⑨ その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社の代表取締役と監査役は、定期的な会合を開催し、相互の意思疎通を図るよう努める。当社の監査役は、業務上必要と認めるときは、内部監査部門の責任者および子会社の監査役その他これに相当する者より、監査の実施状況および業務遂行の状況について報告を受け、情報交換を行うこと等により監査の実効性の向上を図るとともに、監査業務のために独自に弁護士、公認会計士その他の外部の専門家を任用することができる。

また、当社の監査役は、経営会議、事業執行会議、コンプライアンス委員会その他の重要な会議に出席することができるほか、稟議書や決算書類等を常時閲覧することができる。

## 【内部統制システム基本方針の運用状況の概要について】

以上の方針に基づき当連結会計年度に実施した当社グループにおける内部統制システムの主な運用状況は以下のとおりであります。

### ① 内部統制システム基本方針の周知

当社は、2024年7月19日の当社取締役会の決議により内部統制システム基本方針の内容を一部改定いたしました。改定箇所となる「当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制」に関して、その趣旨、内容等につきまして国内子会社および海外子会社に対して説明を行い、継続的に当社グループ全体への周知に努めております。

### ② コンプライアンス

当社は、当社および国内子会社において、当社社長を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置し、原則年2回開催しております。当該委員会は、研修・教育等コンプライアンス・プログラム実践に関する重要方針の決定を行っており、必要な情報を当社取締役会に報告することとしております。また、年1回、匿名でコンプライアンスアンケートを実施し、コンプライアンスに関する意識・行動、コンプライアンス違反リスクの予防体制、内部通報制度の運用など、実態を多面的、かつ、多層的に調査しております。この調査結果から、経時的推移を把握することにより、活動の成果の検証を図っております。

当該方針の周知徹底を図るため、2023年9月、2024年2・3月に当社でハラスメント防止研修、2023年9月にコンプライアンス相談窓口担当者研修会、2024年2月に個人情報保護法研修会を、また、当社および国内子会社で2024年5月に営業秘密管理研修会を実施いたしました。

当社は、当社グループにおいて、「コンプライアンス相談窓口運営規程」等により、定期的な周知を図りつつ相談窓口を運用しており、問題の早期発見と改善措置に効果を上げております。また、重大性に依じて、監査役に報告をすることとしております。

### ③ グループ会社管理

海外子会社においては、北中米、南米、EMEA（欧州・中近東・アフリカ）をそれぞれ統括する主要子会社は、主要子会社の各社長が地域事業を代表し、Global Top Management Board（年3回開催）に出席し、当社取締役等とともに、当社グループの経営課題について協議を行い、グループ全体最適化を図っております。また、アジア地域の子会社は、Asia Top Management Committee（年2回開催）で子会社の各社長と当社取締役等とともに、アジア太平洋地域内での事業戦略に関する協議を行っております。

国内子会社においては、年2回、通期業績見通しの提出を求め、業績予想に対する各社の実績およびグループ全体の実績に関するモニタリングと指導を行っております。また、当社「関係会社管理規程」

に基づき、発生した重要事項についてはタイムリーな報告を、特に重要な決定事項については、当社に対する事前協議を義務付けております。

#### ④ リスク管理体制

当社は、当社および国内子会社が被る損失または不利益を最小限とするために危機管理マニュアルおよび「BCP（事業継続計画）委員会運営規程」を整備し、「危機管理委員会」および「BCP委員会」を中心とするリスク管理体制を確立しております。

平常時におけるリスク管理としてBCP委員会は、当社グループの業務執行に関して、a.天候変動、b.事業展開地域の地政学のおよび社会制度的変革、c.研究開発、d.知的財産権侵害、e.安全性、f.財務、g.従業員の犯罪・不祥事、h.災害・事故等の各種リスクについて、情報収集、分析および評価を行い、社内規程、危機管理マニュアル、BCP等を立案して当社取締役会に提案することとしております。

BCP委員会は、教育・啓発活動の実施により、リスク発生の防止を推進することとしており、その一環として、2023年10月に社員安否確認システムの訓練を実施いたしました。

なお、リスクが顕在化した場合には、危機管理委員会は、事業継続計画および危機管理マニュアルに従い、当社社長を対策本部長とする危機管理対策本部を立ち上げ、その指揮のもとに迅速な対応を行うこととしております。

#### ⑤ 稟議決裁制度

当社は、重要事項の決裁については、「権限規程」、「個別権限基準表」により、決裁基準および方法を定めております。また、電子稟議システムを導入し、モバイルパソコンやタブレットを用いて、適時に照査を行うことができる体制を整備しております。

#### ⑥ 取締役会の実効性評価

当社は、取締役会の実効性について分析・評価を行い、今後の取締役の職務の一層の適正化や効率の向上を図るため、取締役会の自己評価による取締役会評価を実施しました。その結果、当社の取締役会は概ね適切に運営されており、取締役会の実効性は確保されていると評価いたしました。引き続き、取締役会の実効性の向上に必要な議論を行いたいと考えております。

#### ⑦ 監査役の監査体制

当社の監査役は、月1回以上、監査役会を定時ないし臨時に開催し、情報交換を行い、経営会議、事業執行会議、コンプライアンス委員会、部長会等重要な会議に出席し、また、稟議書等を常時閲覧することにより、監査の実効性の向上を図っております。

## 連結貸借対照表 (2024年5月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
<b>流動資産</b>	<b>116,846</b>	<b>流動負債</b>	<b>22,906</b>
現金及び預金	37,132	支払手形及び買掛金	5,666
受取手形、売掛金及び契約資産	21,779	短期借入金	2,559
商品及び製品	43,082	未払法人税等	4,761
仕掛品	6,125	その他	9,918
原材料及び貯蔵品	1,148	<b>固定負債</b>	<b>9,277</b>
未成工事支出金	40	長期借入金	1,077
その他	7,870	繰延税金負債	3,333
貸倒引当金	△331	退職給付に係る負債	999
<b>固定資産</b>	<b>75,870</b>	役員退職慰労引当金	103
有形固定資産	45,865	役員株式給付引当金	187
建物及び構築物	15,349	その他	3,577
機械装置及び運搬具	6,778	<b>負債合計</b>	<b>32,184</b>
土地	14,427	<b>純資産の部</b>	
建設仮勘定	5,310	<b>株主資本</b>	<b>139,045</b>
その他	3,999	資本金	13,500
無形固定資産	4,892	資本剰余金	10,793
投資その他の資産	25,112	利益剰余金	121,965
投資有価証券	19,720	自己株式	△7,213
長期貸付金	27	<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>21,035</b>
退職給付に係る資産	401	その他有価証券評価差額金	9,616
繰延税金資産	3,876	為替換算調整勘定	11,084
その他	1,097	退職給付に係る調整累計額	335
貸倒引当金	△11	<b>非支配株主持分</b>	<b>451</b>
<b>資産合計</b>	<b>192,717</b>	<b>純資産合計</b>	<b>160,533</b>
		<b>負債・純資産合計</b>	<b>192,717</b>

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結損益計算書 (2023年6月1日から2024年5月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額
売上高	88,677
売上原価	34,704
売上総利益	53,973
販売費及び一般管理費	43,477
営業利益	10,495
営業外収益	2,278
受取利息・配当金	1,267
受取賃貸料	147
為替差益	475
その他	387
営業外費用	1,649
支払利息	216
固定資産除却損	218
持分法による投資損失	678
正味貨幣持高に関する損失	352
その他	183
経常利益	11,124
特別利益	12,332
固定資産売却益	12,332
特別損失	893
固定資産圧縮損	491
投資有価証券評価損	350
減損損失	51
税金等調整前当期純利益	22,563
法人税、住民税及び事業税	6,832
法人税等調整額	△506
当期純利益	16,236
非支配株主に帰属する当期純利益	74
親会社株主に帰属する当期純利益	16,162

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書 (2023年6月1日から2024年5月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	13,500	10,793	108,467	△5,386	<b>127,373</b>
当期変動額					
剰余金の配当			△2,664		<b>△2,664</b>
親会社株主に帰属する当期純利益			16,162		<b>16,162</b>
自己株式の取得				△1,826	<b>△1,826</b>
自己株式の処分		0		0	<b>0</b>
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					—
当期変動額合計	—	0	13,498	△1,826	<b>11,671</b>
当期末残高	13,500	10,793	121,965	△7,213	<b>139,045</b>

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	7,240	3,387	△322	<b>10,305</b>	401	<b>138,080</b>
当期変動額						
剰余金の配当						<b>△2,664</b>
親会社株主に帰属する当期純利益						<b>16,162</b>
自己株式の取得						<b>△1,826</b>
自己株式の処分						<b>0</b>
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	2,375	7,696	657	<b>10,730</b>	50	<b>10,781</b>
当期変動額合計	2,375	7,696	657	<b>10,730</b>	50	<b>22,453</b>
当期末残高	9,616	11,084	335	<b>21,035</b>	451	<b>160,533</b>

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 貸借対照表 (2024年5月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
<b>流動資産</b>	<b>55,758</b>	<b>流動負債</b>	<b>11,050</b>
現金及び預金	16,301	買掛金	2,450
受取手形	670	電子記録債務	1,541
売掛金	10,689	未払金	2,526
契約資産	159	未払法人税等	3,992
商品	26,353	未払費用	21
貯蔵品	105	前受金	44
前渡金	253	預り金	114
その他の金	1,226	その他	359
貸倒引当金	△1	<b>固定負債</b>	<b>2,893</b>
<b>固定資産</b>	<b>57,387</b>	退職給付引当金	481
有形固定資産	18,691	役員株式給付引当金	187
建物	4,961	繰延税金負債	1,537
構築物	1,118	その他	686
機械装置	887	<b>負債合計</b>	<b>13,943</b>
車両運搬具	6	<b>純資産の部</b>	
器具備品	237	<b>株主資本</b>	<b>89,542</b>
土地	10,787	資本金	13,500
リース資産	166	資本剰余金	10,823
建設仮勘定	526	資本準備金	10,823
無形固定資産	1,659	その他資本剰余金	0
借地権	2	利益剰余金	72,432
ソフトウェア	1,421	利益準備金	1,010
その他	235	その他利益剰余金	71,422
投資その他の資産	37,036	為替変動積立金	300
投資有価証券	19,416	建設積立金	250
関係会社株式	13,681	海外市場開拓積立金	80
出資金	5	圧縮積立金	96
関係会社出資金	3,212	別途積立金	44,000
関係会社長期貸付金	450	繰越利益剰余金	26,695
更生債権等	1	自己株式	△7,213
その他	281	<b>評価・換算差額等</b>	<b>9,659</b>
貸倒引当金	△11	その他有価証券評価差額金	9,659
<b>資産合計</b>	<b>113,146</b>	<b>純資産合計</b>	<b>99,202</b>
		<b>負債・純資産合計</b>	<b>113,146</b>

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 損益計算書 (2023年6月1日から2024年5月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額
売上高	34,804
売上原価	14,907
売上総利益	19,896
販売費及び一般管理費	17,207
営業利益	2,689
営業外収益	3,383
受取利息配当金	2,604
受取賃貸金料	245
為替差益	455
雑収入	78
営業外費用	267
支払利息	0
固定資産除却損	181
外国源泉税	80
雑経常損失	4
特別利益	5,805
特別利益	12,332
固定資産売却益	12,332
特別損失	1,526
固定資産圧縮損	491
投資有価証券評価損	350
関係会社株式評価損	633
関係会社株式清算損失	0
減損損失	51
税引前当期純利益	16,611
法人税、住民税及び事業税	4,267
法人税等調整額	△113
当期純利益	12,456

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書 (2023年6月1日から2024年5月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		その他利益剰余金			
					為替変動積立金	建設積立金	海外市場開拓積立金	圧縮積立金	
当期首残高	13,500	10,823	—	<b>10,823</b>	1,010	300	250	80	96
当期変動額									
剰余金の配当									
当期純利益									
自己株式の取得									
自己株式の処分			0	<b>0</b>					
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									
当期変動額合計	—	—	0	<b>72,927</b>	—	—	—	—	—
当期末残高	13,500	10,823	0	<b>10,823</b>	1,010	300	250	80	96

	株主資本					評価・換算差額等			純資産合計
	利益剰余金				自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
	その他利益剰余金			利益剰余金合計					
	別途積立金	繰越利益剰余金	その他利益剰余金合計						
当期首残高	44,000	16,903	<b>61,629</b>	<b>62,640</b>	△5,386	<b>81,576</b>	7,195	<b>7,195</b>	<b>88,772</b>
当期変動額									
剰余金の配当		△2,664	<b>△2,664</b>	<b>△2,664</b>		<b>△2,664</b>			<b>△2,664</b>
当期純利益		12,456	<b>12,456</b>	<b>12,456</b>		<b>12,456</b>			<b>12,456</b>
自己株式の取得					△1,826	<b>△1,826</b>			<b>△1,826</b>
自己株式の処分					0	<b>0</b>			<b>0</b>
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)							2,464	<b>2,464</b>	<b>2,464</b>
当期変動額合計	—	9,792	<b>9,792</b>	<b>9,792</b>	△1,826	<b>7,966</b>	2,464	<b>2,464</b>	<b>10,430</b>
当期末残高	44,000	26,695	<b>71,422</b>	<b>72,432</b>	△7,213	<b>89,542</b>	9,659	<b>9,659</b>	<b>99,202</b>

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2024年7月17日

株式会社 サカタのタネ  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人  
横浜事務所

指定有限責任社員 公認会計士 大木 正 志  
業 務 執 行 社 員  
指定有限責任社員 公認会計士 山 下 誠  
業 務 執 行 社 員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社サカタのタネの2023年6月1日から2024年5月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社サカタのタネ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2024年7月17日

株式会社 サカタのタネ  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人  
横浜事務所

指定有限責任社員 公認会計士 大木 正 志  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 山下 誠  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社サカタのタネの2023年6月1日から2024年5月31日までの第83期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監査報告書

当監査役会は、2023年6月1日から2024年5月31日までの第83期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

##### (1) 監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、当期の監査の方針及び監査の実施計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

##### (2) 監査役の監査の方法及びその内容

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査の方針及び監査の実施計画等に従い、取締役、内部監査部門、その他の使用人等及び会計監査人と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

- ①取締役会その他重要な会議に出席し又は個別に面談を実施し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。更に、代表取締役と定期的な会合を開催し、監査上の課題等に関する意見及び情報の交換を行いました。また、子会社については、各社取締役及び関係部署責任者等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けるほか、訪問し質問等を行いました。
- ②事業報告に記載されている内部統制システム（会社法第362条第4項第6号並びに会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、各監査役は、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

##### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容及びその運用状況は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

##### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

##### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年7月19日

株式会社 サカタのタネ 監査役会

常勤監査役	對	馬	淳	平	㊟
社外監査役	沼	田	安	功	㊟
社外監査役	坊		昭	範	㊟

以上

時代をリードするサカタのタネブランドの品種

### 20周年を迎えた王様トマト

「王様トマト」は、当社が開発した肉質がしっかりとした大玉トマト品種を、赤く熟してから収穫する“赤熟もぎり”した青果物ブランドです。従来、トマトの多くは、収穫からお店に並ぶまでに柔らかくなるなど、品質が低下する問題がありました。そのため、時期によっては、十分に熟していない青い状態で収穫され、トマトが持つ本来のおいしさを損なってしまう場合があったのです。そこで、当社では、畑で赤く熟した、おいしさが十分に詰まったトマトを楽しんでもらいたいという思いから「王様トマト」を2003年に発表しました。ブランド立ち上げ当初は5品種でしたが、20周年を迎えた2023年には最新品種「れおん」が加わり、11品種にまで拡大しています。



れおん

市場シェア  
奪回を目指す

### 優れた品質の新品種を開発したものの 当社トマトの認知度向上に至らず



1990年代まで、トマトは他社品種が国内市場の85%を占めていました。そこで当社ではシェア拡大に向けて「耐病性に優れ」「果肉の硬い」品種の育成を目指しました。こうして開発された夏秋トマト「麗夏」は、1999年の全日本そ菜品種審査会※で1等特別賞と農林水産大臣賞を獲得、業界でも大いに注目され、導入する産地も次第に増えてきました。ところが、実際に店頭で並ぶ際は、他社品種のブランド名で販売されるなど、トマト＝他社品種というイメージは払拭できないままでした。

※現在の全日本野菜品種審査会



麗夏

新たなトマトの  
ブランド立ち上げ

### 従来の常識をくつがえす“赤熟もぎり”を 前面に押し出した「王様トマト」の誕生



当時、社内に研究、生産、営業など部門をまたいだ組織横断型の品目別プロジェクトが発足しました。トマトについても、他社からシェアを奪回するには何が必要か検討を重ね、新青果物ブランドの立ち上げを決定しました。コンセプトやルールを協議した結果、共通の特性を持つトマト5品種を選抜し、従来の“青もぎり”ではなく、赤く熟してから収穫・出荷する“赤熟もぎり”を前面に押し出すことにしました。こうして2003年、新青果物ブランド「王様トマト」が誕生したのです。

### 収穫時の熟度



今までの  
トマトの  
収穫熟度



王様トマト  
の収穫熟度

みんなに愛される  
ブランドに成長

## トマト本来のおいしさを楽しめる “赤熟もぎり” が求められる時代へ



樹で赤く熟す  
麗夏

「王様トマト」は果肉がしっかりしており、“赤熟もぎり” をしても輸送に耐えて品質を保つことができます。また、太陽をいっぱい浴びるためリコピンやグルタミン酸などのうま味成分や栄養成分が豊富で、甘みと酸味のバランスがとれたトマト本来のおいしさを楽しめるのです。

当社は“赤熟もぎり”のメリットを知ってもらうため計測したデータを積極的にプロモーションで発信しています。また産地や市場を巡回したり、消費者にも店頭販促や電車広告、ラッピングバスなどでアピールしました。当初はなかなか浸透しませんでした。地道な営業活動やプロモーションの継続、新品種の導入などにより“赤熟もぎり”のメリットが徐々に理解され始めシェアを拡大。2017年の「麗月」発表を機に、ついに当社品種の国内シェアが50%を突破しました。こうして生産者、流通、販売店、消費者みんなに喜ばれるブランドへと成長しました。



麗月



パルト



かれん



麗句



ごほうび

### 王様トマト 20年の歩み



- 2003年 青果ブランド「王様トマト」発足
- 2005年9月 「麗夏」現地視察会を宮城県で開催
- 2008年 黄化葉巻病耐病性品種「秀麗」をリリース！  
※現在は取り扱い終了。
- 2012年 当社初の単為結果性品種、夏秋栽培向け大玉トマト「パルト」をリリース！
- 2020年 黄化葉巻病耐病性で節間が詰まる抑制栽培向け品種「かれん」を発売
- 2021年 大手コンビニチェーンのサンドイッチやサラダに「王様トマト」が採用
- 2022年 「王様トマト」20周年を盛り上げる各種PRを続々とスタート

- 2023年 裂果に強く秀品率が高い、促成・夏秋栽培向け品種「れおん」を発売

### 2023年11月 「王様トマト」20周年



「王様トマト」ブランドサイト  
<https://www.sakataseed.co.jp/special/ousama/>

詳しくはWebで▼

王様トマト 🔍 検索

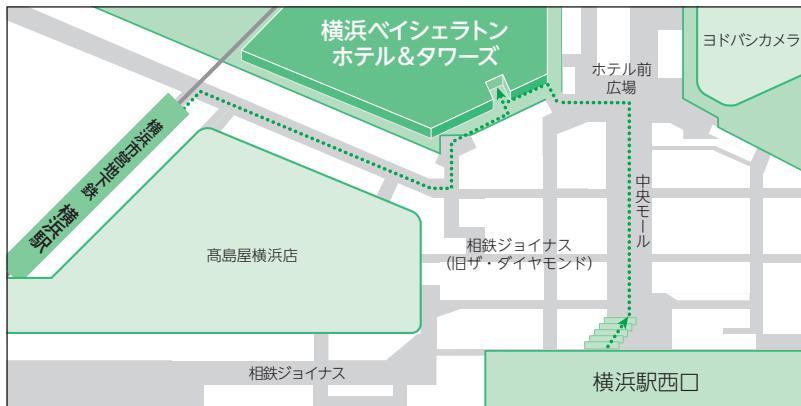
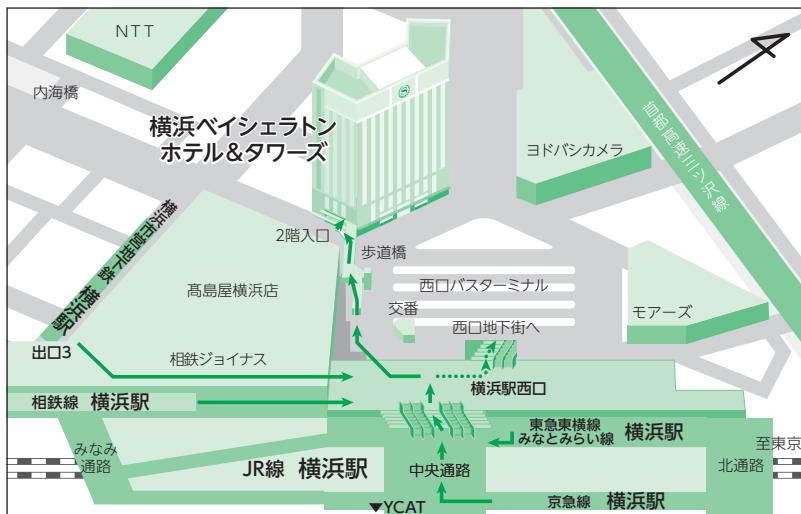


# 株主総会会場ご案内図

## ■ 会場

### 横浜ベイシェラトン ホテル& Towers 5階 日輪

横浜市西区北幸1丁目3番23号



地下経路図

## 交通機関

### ■ JR・横浜市営地下鉄・

#### 私鉄各線 横浜 駅

西口より徒歩5分

※横浜駅西口から地下街を通り、横浜ベイシェラトンホテル& Towersの地下入口までお進みください。

### 株主総会にご出席される株主様へ

ご出席の株主様へお配りしておりましたお土産は、第74回定時株主総会より、廃止させていただきました。

※駐車場の用意はいたしておりませんので、お車のご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

※資源節約のため、当日ご出席の際は、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

※聴覚障害等のサポートが必要な方は、準備の都合上、8月21日(水)12:00までにご連絡ください。

株式会社サカタのタネ 総務部

電話 045-945-8800

メールアドレス hp-soumu@sakata-seed.co.jp



見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォント  
を採用しています。